

# 社会保険

# いばらき

# 10

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業により  
著しく報酬が下がった場合における標準報酬月額の特例改定のご案内

2021 October  
NO.519

- 整骨院・接骨院のかかり方
- 2年に一度は乳がん検診を受けましょう
- 「第三者行為による傷病届」をご提出ください
- 健康づくり DVD の貸出しのご案内
- 11月の出張年金相談



彼岸花の風景（撮影：太子町）：日本写真家協会 藤井 正夫

職場内で回覧しましょう

## 日本年金機構からのお知らせ

### 【事業主の皆様へ】

## 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業により、著しく報酬が下がった場合における標準報酬月額の特例改定のご案内

(令和3年8月から令和3年12月までに報酬が急減した場合の特例措置が講じられました。)

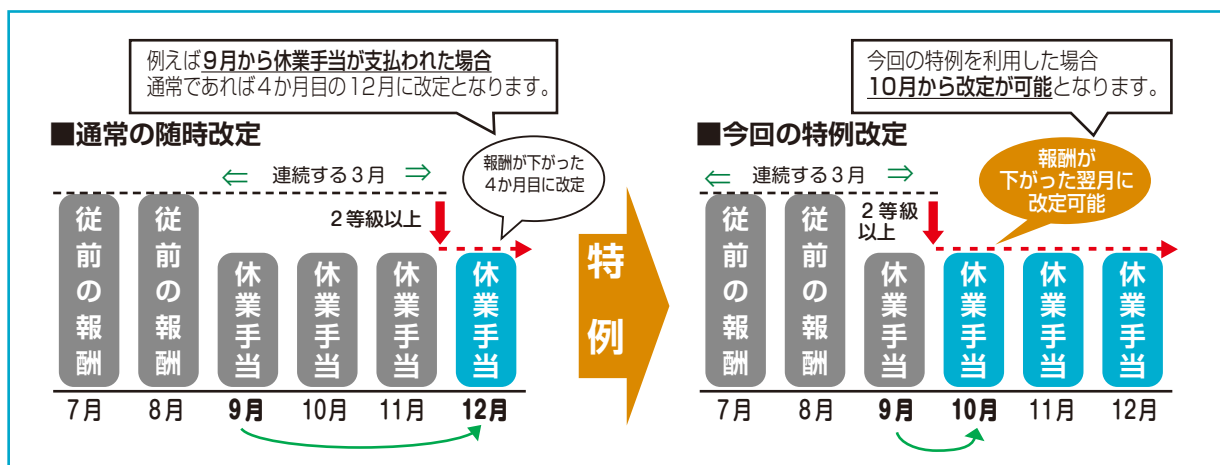
### 1. 標準報酬月額の特例改定について

令和2年4月から令和3年7月までの間に新型コロナウイルス感染症の影響による休業により著しく報酬が下がった方について、事業主からの届出により、健康保険・厚生年金保険料の標準報酬月額を、通常の随時改定(4か月目に改定)によらず、特例により翌月から改定を可能としているところですが、今般、**令和3年8月から令和3年12月までの間に新型コロナウイルス感染症の影響による休業に伴い報酬が急減した方や、令和2年6月から令和3年5月までの間に休業により著しく報酬が下がり特例改定を受けている方**についても、特例措置が講じられることとなりました。

#### (1) 令和3年8月から令和3年12月までの間に新たに休業により著しく報酬が下がった方の特例(急減月の翌月を改定月として標準報酬月額を改定)

次のアからウのすべてに該当する方が対象となります。

- ア. 新型コロナウイルス感染症の影響による休業があったことにより、令和3年8月から令和3年12月までの間に、著しく報酬が下がった月が生じた方
- イ. 著しく報酬が下がった月に支払われた報酬の総額(1か月分)が、既に設定されている標準報酬月額に比べて2等級以上下がった方(固定的賃金の変動がない場合も対象となります)
- ウ. 本特例措置による改定内容に本人が書面により同意している



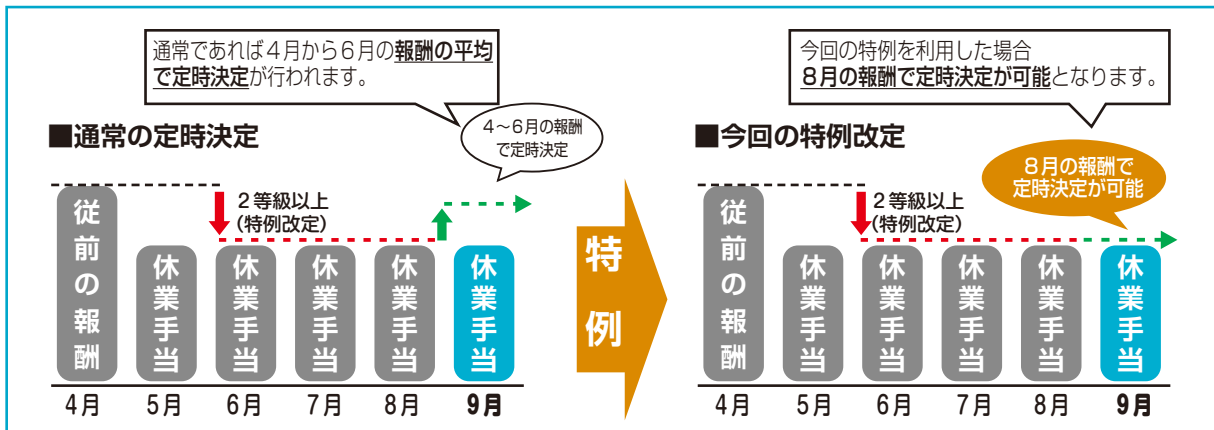
#### (2) 令和2年6月から令和3年5月までの間に休業により著しく報酬が下がり特例改定を受けている方の特例(令和3年8月の報酬の総額を基礎として算定した標準報酬月額により、定時決定の保険者算定として決定)

次のアからエのすべてに該当する方が対象となります。

- ア. 新型コロナウイルス感染症の影響による休業があったことにより、次のいずれかに該当する方
  - (ア) 令和2年6月から令和3年5月までの間に著しく報酬が下がり、令和2年7月から令和3年6月までの間に特例改定を受けた方
  - (イ) 令和2年8月に支払われた報酬にて令和2年度定時決定の保険者算定の特例を受けた方
- イ. 令和3年7月までに休業が回復したことにより、随時改定に該当していない方
- ウ. 令和3年8月に支払われた報酬の総額(1か月分)に該当する標準報酬月額が、令和3年9月の定時決定



で決定された標準報酬月額に比べて2等級以上下がった方  
 工. 本特例改定による改定内容に本人が書面で同意している



## 留意事項

- ・固定的賃金(基本給、日給等単価等)の変動がない場合でも、特例改定の対象になります。
- ・報酬が支払われていない場合でも、特例改定の対象となります。その場合、実際の給与支給額に基づき標準報酬月額を改定・決定することとなり、報酬が支払われていない場合は、最低の標準報酬月額(健康保険は5.8万円、厚生年金保険は8.8万円)として改定・決定することとなります。
- ・新型コロナウイルス感染症対応休業支援金を受ける場合でも、特例改定の対象となります。その場合、休業支援金は給与支給額には含みません。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響で事業主から休業命令や自宅待機指示などによって休業となった場合は、休業した日に報酬が支払われなくても、給与計算の基礎日数として取り扱います。
- ・上記(1)の特例については、休業のあった月とその前2か月のいずれか1月でも17日未満(特定適用事業所等の短時間労働者は11日未満)の場合、対象となりません。
- ・届出にあたっては、被保険者本人の十分な理解に基づく事前の同意が必要となります。(改定後の標準報酬月額に基づき、傷病手当金、出産手当金及び年金の額が算出されることへの同意を含みます。)
- ・同一の方が上記(1)または(2)の届出を複数回行うことや、届出後に取下げ・変更を行うことはできません。(令和2年4月から令和2年7月のうちいずれかの月の報酬に基づく特例改定や、令和2年8月から令和3年7月のうちいずれかの月の報酬に基づく報酬による特例改定を受けた方であっても、上記(1)または(2)の特例改定を受けることはできます。)

## 2. 申請手続

月額変更届(特例改定用)に申立書を添付し、管轄の年金事務所へ郵送してください。(窓口で直接受け付けることも可能です。)

※通常の月額変更届・算定基礎届と提出先が異なりますので、事務センターへ郵送しないようにご注意ください。

※通常の月額変更届と様式が異なりますので、ご注意ください。

※令和3年8月から令和3年12月までを急減月とする届書については令和3年9月1日から令和4年2月28日までに届出があったものが対象となります。それまでの間はさかのぼっての届出が可能です。給与事務の複雑化や年末調整等への影響を最小限とするため、改定をしようとする場合はできるだけ速やかに提出をお願いします。

詳しくは、年金加入者ダイヤル0570-007-123(050で始まる電話でおかけになる場合は03-6837-2913)または、お近くの年金事務所へお問い合わせください。

## 協会けんぽ茨城支部からのお知らせ

### 正しく受けましょう 整骨院・接骨院のかかり方

整骨院・接骨院で受ける柔道整復師の施術は、健康保険の『対象となる場合』と『対象とならない場合』があります。柔道整復師へのかかり方を正しく理解していただき、適正な受診にご協力をお願いいたします。

#### 健康保険が**使えます**

- 外傷性の捻挫、打撲、挫傷(肉離れ)
- 医師の同意のある場合の骨折・脱臼の施術
- 応急処置で行う骨折脱臼の施術



#### 健康保険が**使えません**

- 日常生活での単なる肩こり、筋肉疲労、体調不良
- 神経痛、リウマチ、ヘルニアなど慢性の病気
- 脳疾患の後遺症などの慢性病
- スポーツなどの肉體疲労からの回復目的
- 仕事中や通勤中のケガ
- 病院や診療所などで同じ負傷を治療している場合

### 施術を受けるときはここに注意

- ✓ **ケガの原因を正しくはっきりと伝えましょう**  
交通事故等による第三者行為に該当する場合は、協会けんぽへ届け出が必要です。
- ✓ **療養費支給申請書の内容を確認し、ご自身で署名してください**  
傷病名・日数・金額をよく確認して署名しましょう。
- ✓ **領収書は必ず受け取りましょう**  
医療費控除を受ける際に必要となる場合がありますので、大切に保管しましょう。
- ✓ **長期の施術となっている場合、内科的要因も考えられるため、医師の診察を受けましょう**

### 10月はピンクリボン月間 2年に一度は乳がん検診を受けましょう

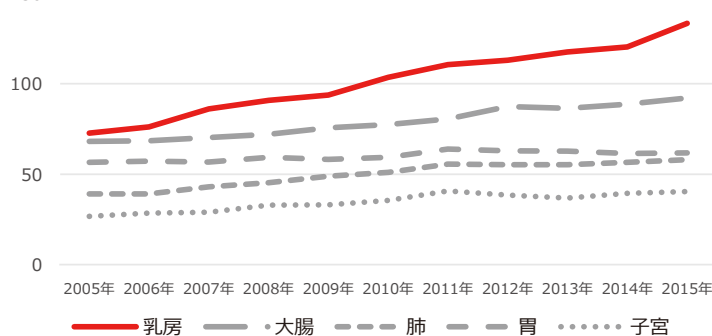
#### 女性の9人に1人が乳がん

生涯でがん罹患する確率は、男性65.0%、女性50.2%であることをご存じですか？

特に、**乳がんは日本人女性のがんの中で最も多く**、9人に1人が罹患しています(国立がん研究センター2018年データより)。また、乳がん罹患数も年々増えており、決して他人ごとではありません。乳がんは、**早期発見・早期受診**をすれば**治療率が非常に高くな**っています。定期的な検診とセルフチェックを行い、重症化を防ぎましょう。

(人口10万対)

がん罹患率推移(女性)



資料：国立がん研究センター対策情報センター

### 協会けんぽでは乳がん検診受診費用の一部を補助しています

- **対象者** 40歳以上の偶数年齢になる女性
- **補助間隔** 2年に一度(生活習慣病予防健診とセット受診。単独受診不可)
- **検査内容** 問診、乳房エックス線検査(マンモグラフィ)、視診・触診(医師の判断により実施)
- **自己負担額** 50歳以上 最高1,086円、40~48歳 最高1,686円
- **申し込み方法** 生活習慣病予防健診の予約の際に、乳がん検診も同時に予約を！**※協会けんぽへの申し込みは不要**  
①健診機関に受診日を予約※健診機関はHPとパンフレットでご確認いただけます  
②保険証等を持って、健診機関から送付された案内にそって受診

## 交通事故などで保険証を使うときは 「第三者行為による傷病届」をご提出ください

業務外の事由による交通事故など、他人（第三者）の行為によって病気やけがをしたときに保険証を使って治療を受ける場合は、「**第三者行為による傷病届**」等の提出が必要となります。

### 第三者行為による傷病とは？



#### 提出書類

- ▶ 第三者行為による傷病届
  - ▶ 負傷原因報告書
  - ▶ 念書
  - ▶ 損害賠償金納付確約書(加害者記入)
  - ▶ 示談書の写し
- ※ 示談が成立している場合のみ

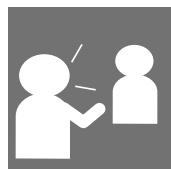


#### 交通事故の場合、加えて提出する書類

- ▶ 事故発生状況報告書
  - ▶ 同意書
  - ▶ 交通事故証明書
  - ▶ 人身事故証明書入手不能理由書
- ※ 警察への届出を物損(物件)事故として処理している場合のみ

第三者行為によって負傷し、健康保険で治療を受ける場合、本来、加害者側が支払うべき治療費などを協会けんぽが立て替えて支払うことになるため、後日、協会けんぽが相手方に請求することになります。このため、「第三者行為による傷病届」一式のご提出をお願いします。

※「第三者行為による傷病届」は、協会けんぽホームページからダウンロードいただくか、協会けんぽ茨城支部へ連絡いただければご郵送いたします。



### 示談は慎重に！

- 健康保険で治療中に示談が成立した場合、損害賠償請求権を放棄したことになり、**健康保険で治療を受けることができなくなる可能性があります。**
- 示談をするときは、**事前に**協会けんぽ茨城支部までご相談ください。



### 労働災害・通勤災害の場合は保険証が使いません！

- 業務上や通勤途上でケガをした場合は、労災保険の対象となります。すみやかに勤務先に連絡の上、労働基準監督署へ届け出てください。労災保険が適用になると、治療費の自己負担はありません。
- 保険証を使ってしまった場合、協会けんぽから後日、健康保険で支払われた医療費を返還していただく請求をしています。

### ご存じですか？

～事業主の労災保険の特別加入制度があります～

事業主でも仕事中にケガをすることは少なくありません。その際、保険証を使うことができない場合もあるため、医療費が高くなってしまふことがあります。任意で事業主でも労災保険に特別加入できる場合がございますので、詳しくは厚生労働省のホームページをご確認ください。

※加入するためには条件があります。



【みなさまへのお願い】協会けんぽへの各種申請手続きは郵送でお願いいたします！

**全国健康保険協会 茨城支部**  
協会けんぽ

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/ibaraki/>

〒310-8502  
水戸市南町3-4-57  
水戸セントラルビル

☎029-303-1500 (代表)

申請書のダウンロードができます。  
申請書の記入方法のポイントも公開中です！

協会けんぽ 茨城

検索

# 健康づくりDVD貸出しのご案内

茨城県社会保険協会では、職場の健康づくりに役立てていただくために健康づくりDVDの貸出しを行っております。職場の研修などの際にご活用ください。

- ・ はじめてのウォーキング&ジョギング (31分)
- ・ 若々しい体をキープ! エクササイズ&ダイエット (33分)
- ・ Good-bye ストレス (29分)
- ・ 正しく知れば怖くない がんのお話し (26分)
- ・ 毎日筋活部 筋肉を育ててメタボを予防しよう (60分)
- ・ トータルヘルスプロモーションのための健康サポート体操 (60分)
- ・ 夏の熱中症、冬のヒートショックに気をつけよう (42分)
- ・ 自分でできるストレスコントロール~セルフケアのための10の方法~ (25分)
- ・ ストレスチェックを活用したセルフケア (25分)



お問い合わせ  
お申し込み

一般財団法人 茨城県社会保険協会  
TEL 029-226-8005 FAX 029-231-2522  
〒310-0021 水戸市南町3-4-12 常陽海上ビル8階

## 出張年金相談のお知らせ

年金事務所による令和3年11月の出張年金相談の日時・会場は下記のとおりです。なお、相談にはどの会場も**事前の予約が必要**です。事前に該当の年金事務所へお電話のうえ、ご予約をお願いします。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、一部の相談会場では規模を縮小したり、急きよ中止となる場合もありますので、あらかじめご了承ください。

### 11月の出張年金相談

年金事務所 予約先電話番号	日 時	会 場
水戸北年金事務所 029 (231) 2283	9日(火) 10:00~14:00	大子町役場
	11日(木) 10:00~15:00	常陸太田市役所
水戸南年金事務所 029 (227) 3278	11日(木) 10:00~14:30	鹿嶋市商工会本所
	16日(火) 10:30~14:30	神栖市商工会波崎支所
土浦年金事務所 029 (825) 1170	4日(木) 10:00~15:00	取手市商工会館
	26日(火) 10:00~15:00	龍ヶ崎市地域福祉会館
下館年金事務所 0296 (25) 0829	11日(木) 10:00~14:00	常総市商工会水海道事務所
	17日(水) 10:00~14:30	古河商工会議所
日立年金事務所 0294 (24) 2193	16日(火) 10:00~14:00	高萩市役所

※相談を受ける際には、運転免許証や住民基本台帳カードなどの顔写真付きの身分証明書をご持参ください。お持ちでない場合には、年金手帳または年金証書、健康保険証及び預金通帳など本人であることが確認できる書類を2つ以上提示していただきます。また、本人以外の方が相談される場合は委任状等が必要になりますので、事前に各年金事務所お客様相談室へお問い合わせください。